平成２６年（フ）第４４６９号
東京都世田谷区三宿２丁目20―４―201
債務者　扇谷　久美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３５５号
東京都江戸川区松江６丁目11―４―105
債務者　泉水美津子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３８８号
東京都江東区南砂２丁目24―１―1406
債務者　柏木　克夫
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３８９号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目７―25
債務者　黒崎　真美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１号
横浜市青葉区藤が丘１丁目39番地６　ＳＫハイツ207号
債務者　鹿間　雄高
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０号
栃木県宇都宮市簗瀬町1876番地　県営簗瀬住宅１号棟18号室、前住所栃木県宇都宮市北若松原１丁目６番５号　サンセイハイツ203
債務者　菅原　幸信
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４１号
栃木県宇都宮市簗瀬町1876番地　県営簗瀬住宅１号棟18号室、前住所栃木県宇都宮市北若松原１丁目６番５号　サンセイハイツ203
債務者　菅原　宏文
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７号
栃木県足利市今福町407番地11
債務者　鈴木　　靖
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４０号
栃木県佐野市堀米町3966番地９、住民票上の住所栃木県佐野市堀米町3511番地コーポＭＤ
債務者　川岸　俊祐
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４７号
栃木県足利市百頭町2315番地１
債務者　ホセイン　郁枝
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２２０号
静岡市清水区入江南町３番15号
債務者　坂原　弘恭
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３８号
静岡市葵区竜南３丁目９番19号　ソレーユ参番館203号
債務者　天野　和子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第３９４号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目２番15号
再生債務者　西田健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第７８６号
埼玉県所沢市大字山口1098―14
再生債務者　黒尾　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３４号
福岡県小郡市小郡120番地13
再生債務者　立石　善輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月５日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７４号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目16番17号
再生債務者　島﨑　千育
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

第明三治二十五年三月三十一日　種郵便物認可